

学校いじめ防止基本方針

三島町立三島小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策に関し基本的な方針を定めた。また、国の基本方針が改定され（平成29年3月14日）、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されたことから、本方針の見直しを行った。

令和2年4月16日付「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について（文科科学省 通知）」を受け、感染症に関する適切な知識を元に、発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別が生じないように配慮することを追加した。

1 基本理念

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・町・学校、地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 基本方針

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

< 「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえる。 >

- ① いじめられた児童の立場に立つ。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努める。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用する。
- ④ けんかやふざけ合いであつても、見えないところで被害が発生している場合もある

ため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断する。

- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- ⑥ 教職員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行う。

<いじめの理解>

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が被害も加害も経験する可能性がある。暴力を伴わないいじめであっても、「生命心身財産重大事態」や「不登校重大事態」に発展する可能性がある。また、学級や課外活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」が形成されるようにすることが必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談したり、通報したりすることが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者（保護者も含む）の意向を考慮しつつも、速やかに警察と連携した対応を取ることが必要である。

特に配慮が必要な児童として以下の例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行わなければならない。

ア 発達障害を含む、障害のある児童

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

オ 新型コロナウイルス感染症等の感染者等や医療機関従事者等の社会機能の維持にあたる家族をもつ児童

< 具体的ないじめの様態（例） >

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。（放射能、コロナ 等）
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。

- ・ 対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ わざとぶつかられたり、通るときに足を蹴られたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。本人が知らないうちに誹謗中傷が広げられる。

(2)いじめ防止等の対策のための組織

「学校基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

- ① 名 称 「いじめ防止対策委員会」
- ② 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭
- ③ 組織の役割
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
(学校のいじめ防止等の取り組みについて PDCA サイクルで検証を行う。)
 - いじめの相談・通報の窓口
 - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析
 - いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対処方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

- 未然防止等、教職員の資質・能力向上ための校内研修

(3)いじめの未然防止のための取組

○ 「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」・・・学校全体で取り組む課題

・規律ある生活習慣 ・確かな学習理解 ・自己有用感の形成

★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子どもを育てる。

① 授業では

規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。

- わかる授業づくりを進める。
- すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を構成していく。
- 授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表に仕方や聞き方等）の問題を改善する。
- 教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

② 道徳教育や特別活動等では

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

- 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
- 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- 特別活動など、他の児童生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- 児童会や生徒会で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。

③ 休み時間や課外活動等では

居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。

- 「小さなサイン」を見逃さない。
- よりよい人間関係づくりを指導する。
- 一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- 児童生徒への温かい言動に心がける。

④ インターネット上のいじめを防止するために

関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。

- 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- 保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

④ 学級づくり

- 教師と児童、児童相互の信頼関係を形成するための活動を企画する。

- 安全・安心欲求、所属欲求、承認・自尊欲求が満たされる集団に育てる。

(4)いじめの早期発見のための取組（下記の実施と情報の共有化を行う。）

- 全教職員による日常の児童観察
 - ・ 児童生徒の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し速やかに対応する。
 - ・ 一人一台端末を利用した「心の健康観察」で、担任と養護教諭が連携し、児童の心の健康状態や悩みごとの把握に努める。
- QUテスト
 - ・ 学級集団や一人一人の状況についての客観的な資料を活用して学級づくりを進める。
- アンケート調査
 - ・ 児童アンケート調査（児童生徒のいじめアンケートを学期ごとに実施する。）
 - ・ 保護者アンケート調査（学校評価アンケートのときに合わせて行う。年2回）
- 教育相談
 - ・ 学期ごとに年3回定期的な教育相談を実施する。
 - ・ 気になる児童と話す機会にチャンス相談を行う。
 - ・ 児童からの相談を受けたときの臨時の教育相談を行う。
- 情報交換
 - ・ 日常的な情報の共有化を図る。（担任外の教員との情報交換）
 - ・ 月1回の生徒指導協議会において、事案の共有化を図る。（全教職員）
- 保護者との連携
 - ・ 気になる児童についての電話相談を行う。
 - ・ 保護者からの相談に真摯に向き合う。
- スクールカウンセラーの活用
 - ・ 中学校配属のスクールカウンセラーを積極的に活用する。
- 家庭・地域との連携
 - ・ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての情報発信を行い、理解を得る。

(5)いじめに対する措置

- ① いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取組
 - 「いじめ防止対策委員会」への報告 ～ 組織として対応する。
 - ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合、速やかにする。（教頭・生徒指導主事が窓口・・・特定の教員が抱え込むことは、法の規定に違反する行為であることを周知する。）
 - いじめの事実確認
 - ・ 速やかに行う。（いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、保護者等：一方的、一面的な解釈で対応しない。プライバシーを守る。迅速に対応する。）

- いじめの情報交換
 - ・ いじめ防止対策委員会で情報共有し、具体的な対応策を検討する。(共通理解)
- 加害児童への指導
 - ・ 当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 経過観察・継続指導
 - ・ いじめが確認されてから3か月を目安に、「いじめの再発」の可能性を念頭に経過観察と継続指導を行う。(再発防止)
 - ・ いじめが確認されてから3か月を目安に、被害児童及びその保護者への確認や学級児童へのアンケート調査を行う。(調査)
- ② いじめられた児童生徒と保護者を支援する。(心のケア)
 - 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
 - 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ③ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言をする。(いじめに向かわないための態度・能力の育成)
 - 「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。
 - 望ましい在り方について児童や保護者へ助言する。
 - 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけをする。(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり)
 - いじめを見ていた児童生徒へ、自分の問題として捉えさせる。
 - 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいき渡らせる。
- ⑤ インターネット上のいじめ(SNS等)を発見した場合は
 - 関係児童から聞き取り等の調査をする。
 - 被害にあった児童等のケア等、必要な措置をする。

(6) 重大事態発生時の対処・・・法28条

〈重大事態とは〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより相当の期間(30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
(相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。)
- 児童生徒や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき

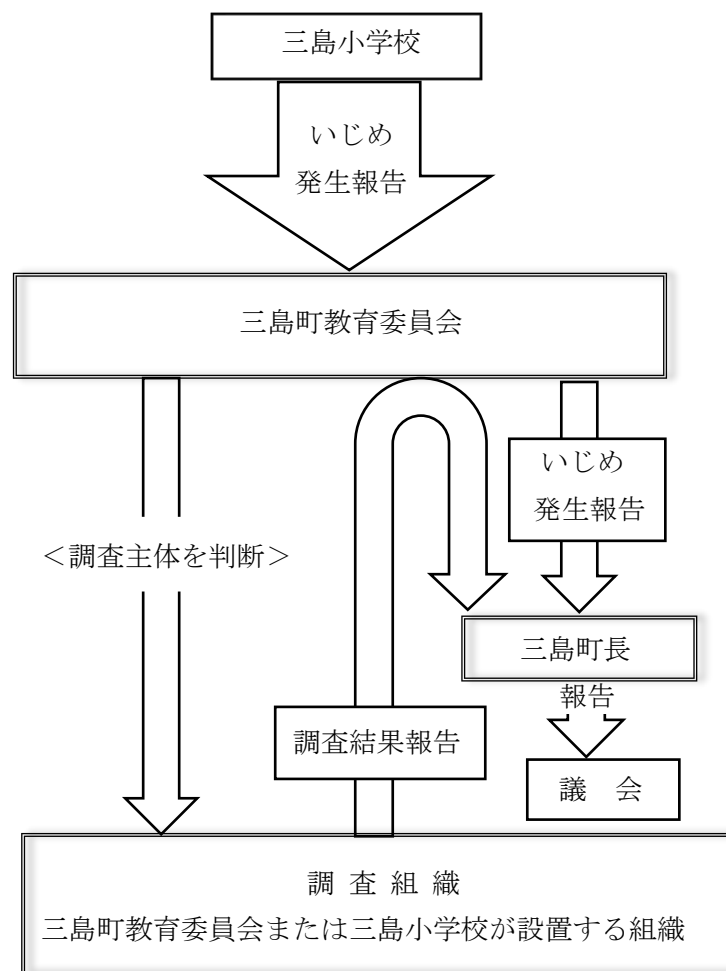
① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

② 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。

- ・ 学校に重大事態の調査組織(スクールカウンセラー等を加える)を設置する。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。(教育委員会は町長に報告する。)
- ・ 調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・ 教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

<重大事態への対応フロー図>



※ 再調査が必要と判断した場合は市町村が設置する組織が再調査を行う。

(7) 年間計画（「学校いじめ防止プログラム」及びP D C Aサイクルでの検証）

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	○家庭訪問（保護者） ○生徒指導協議会 ・いじめ防止対策会議（学校いじめ防止基本方針について） （未然防止と早期発見） ○全校集会や学級指導でいじめ防止指導	計画・目標の作成と提示
5	○情報モラル指導（学級指導） ○全校集会や学級指導で人権教育 ○特別の教科「道徳」での指導	
6	○Q-Uテスト 児童 ○生徒指導協議会 ○教育相談 ○特別の教科「道徳」での指導	
7	○第1回学校評価 児童・保護者 ○インターネット上のいじめについて（保護者懇談会） ○個別懇談会（保護者）	1学期の評価
8	○特別の教科「道徳」での指導	
9	○生徒指導協議会 ○学校生活アンケート	
10	○全校集会や学級指導で人権教育 ○特別の教科「道徳」での指導	
11	○Q-Uテスト 児童 ○生徒指導協議会 ○教育相談	
12	○特別の教科「道徳」での指導 ○第2回学校評価 児童・保護者 ○生徒指導委員会 ・いじめ防止対策会議（3学期の取組）	2学期の評価
1	○特別の教科「道徳」での指導 ○第3回教育相談 ○生徒指導協議会	
2	○特別の教科「道徳」での指導 ○教育相談 ○生徒指導協議会	
3	○生徒指導委員会 ・いじめ対策の評価と次年度計画策定	年間評価・報告

(8) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に、いじめ防止の取組についての評価を行う。（職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートをもとに、いじめ防止対策委員会で協議する。）
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。